

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公開番号】特開2006-298493(P2006-298493A)

【公開日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-043

【出願番号】特願2006-117568(P2006-117568)

【国際特許分類】

B 6 5 D 33/00 (2006.01)

B 6 5 D 33/18 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 33/00 C

B 6 5 D 33/18

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月17日(2009.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

密封した可撓性コンテナー(1)の開放のための器具であって、

可撓性ストリップ(7)を包含しており、

このストリップは、コンテナー(1)の壁(3)の内面に対して装着されるように設計されており、且つ、ストリップ(7)の剥離部(12)の長手方向領域に沿って延びるテープ状細条(9)を組み込んでおり、且つ、ストリップ(7)の突切りにより画定された引裂き用タブ(10)を有しており、

引裂き用タブ(10)は、使用中には、把持用タブ(5)を用いて上記引裂き用タブ(10)の牽引が可能となるように設計されており、

把持用タブ(5)は、ストリップ(7)の引裂き、及び、引き続いてコンテナー(1)の上記壁(3)の制御された引裂き、を起こすように、コンテナー(1)の上記壁(3)の突切りにより画定されており、

上記ストリップ(7)及びコンテナー(1)の上記壁(3)は、熱シール可能材料で作られ、且つ、上記把持用タブ(5)を除き互いに熱シールされており、

ストリップ(7)の引裂き用タブ(10)を画定している突切りが、コンテナー(1)の壁(3)の把持用タブ(5)を画定している突切りに対して、食い違い配列されており、

ストリップ(7)の上記引裂き用タブ(10)を画定している突切りが、上記ストリップ(7)とコンテナー(1)の上記壁(3)との間の熱シールの領域(19、23)を介して、コンテナー(1)の壁(3)の上記把持用タブ(5)を画定している突切りから、密封状に、分離されていることを特徴としている、器具。

【請求項2】

熱シールの上記領域が、薄い、実質的に環状の、局部配置されている、熱シール線(19)で構成されていることを特徴としている、請求項1に記載の器具。

【請求項3】

熱シールの領域(19、23)が、上記把持用タブ(5)を引く時、上記引裂き用タブ(10)の分離を容易化する刻み目を、画定するように形成されていることを特徴として

いる、請求項 1 または 2 に記載の器具。

【請求項 4】

上記ストリップ(7)が、更に接着性バンド(13)を包含してあり、このバンドは、上記テープ状細条(9)と所定距離を隔てて平行であり、且つ、コンテナー(1)の上記壁(3)に面してあり、且つ、コンテナー(1)の壁(3)の第2把持用タブ(6)に対応した、上記ストリップ(7)の第2引裂き用タブ(15)から発している、上記ストリップ(7)の引裂き部(18)の更なる長手方向領域、の下側に延びていることを特徴としている、上記請求項の少なくとも一つに記載されている器具。

【請求項 5】

上記ストリップ(7)が、万引き防止器具のためのインジケーター(17)を組み込んでいることを特徴としている、前記請求項の少なくとも一つに記載されている開放用器具。

【請求項 6】

請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 つに記載の開放器具を組み込んでいることを特徴としている、密封可撓性コンテナー(1)。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】密封可撓性コンテナーの開放用器具

【技術分野】

【0001】

本発明は可撓性コンテナー開放のための器具、特に食料品、同じく粉、液体の形の製品、および他の製品のためのバッグまたは小袋開放のための器具に関する。

【背景技術】

【0002】

特に、本発明は本件出願人名で出願されたイタリヤ特許第 I T - 1 , 273 , 179 号の主題を形成している器具の改良を構成しており、上記イタリヤ特許に対しては就中欧州特許第 E P - B - 758994 号および米国特許第 U S - 5836697 号が対応している。

【0003】

前述の先行特許内に記述されかつ描写されている器具は可撓性コンテナーの壁の内面に對して適用されるように設計された可撓性ストリップを包含しかつストリップの長手方向引裂き領域に沿って延びるテープ状細条が組み込まれている。この細条はストリップの突切り(dinking)により画定された引裂き用タブを備え、使用中には、コンテナーの壁の突切りにより画定されている把持用タブの手段により上記引裂き用タブを引くとストリップの引裂きが起こされかつ引き続いてコンテナーの壁の引裂きが起こされる。

【0004】

上述の先行特許において例示されているストリップは接着性ラベルを備えている。しかしながら、実際の実施例においては、ストリップを - 全く均等な方法として - 熱シール可能な材料で作ることがより便利であることが立証されていてコンテナーの壁に対して、この壁も熱シール可能な材料により作られている場合には、熱シールの手段により適用可能である。熱シールの手段によりこの種のものを適用することはこれも本件出願人により出願されたイタリヤ特許第 I T - B - 1319964 号内に記述されかつ描写されている。このストリップは把持用タブを画定する突切りに対応する領域を除き、コンテナーの壁に対して熱シールされている。コンテナーの壁への適用に引き続き引裂き用タブを画定するストリップを跨ぐ突切りはコンテナーの壁上または何れの場合も後者と直接的な関係で作られる突切りと整合するようにセットされる。2 個の突切り間の連通はコンテナーの内外間

の流通を起こし、これはそれらの完全な密封性を危険にさらし、かつ何れの場合にも、コンテナーの内部を大気圧とは異なる一定圧に保つことが不可能になる。これはコンテナーの内部が、その開放前に、負圧（即ち、真空状態）または過圧状態に保たれるように設計される場合には前述の先行特許記載の開放器具の有効な使用を不可能にし得る。

#### 【0005】

この問題の解決のために、本件特許出願人の先行特許第IT-1,273,179号（前述のように、特許第EP-B-758994号およびUS-5836697号に対応している）は2個の解決策を提供している：

a) 背後に糊層または熱シールストリップ付きのラベルを引裂き用タブを画定している突切りに対して適用し、流路を閉塞する（図5）；この解決策は有効ではあるが、過度に複雑でありかつ製造目的のためには負担が大きい；

b) コンテナーの壁の内面上に糊付けまたは熱シールの手段によりストリップを適用して上記壁上に作られている突切りが下にあるストリップの突切りに対応しないようにし；即ち、コンテナーの壁の把持用タブがストリップの引裂き用タブに対して食い違い配列され、これらの2個の領域を完全に気密状態の熱シール面により分離する；このシステム（前記先行特許の図15および16内に例示されている）はその気密性に関しては完全であるがユーザーの開放困難につながる実際的な問題を有し、このユーザーはコンテナーを開放するには、互いに溶着されている2個の比較的広い面の抵抗に打ち勝たなければならない。

【特許文献1】イタリヤ特許第IT-1,273,179号公報

【特許文献2】欧州特許第EP-B-758994号公報

【特許文献3】米国特許第US-5836697号公報

【特許文献4】イタリヤ特許第IT-B-1319964号公報

#### 【発明の開示】

#### 【0006】

本発明の目的は上記の欠点の克服であり、かつこれはコンテナーの壁の把持用タブを画定している突切りに対してストリップの引裂き用タブを画定している突切りが横にずらされているお陰であり、ストリップおよびコンテナーの壁との間の限定された熱シール領域を介して後者から密封状に分離されているお陰である。

#### 【0007】

本発明による閉塞用器具で、更に最初の開放に引き続きコンテナーの再閉塞のための接着用バンドを便利に備えたものも、添付図面に関連してより詳細に記述されるが、これらは純粹に非限定的な例示である。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0008】

図1において1により表示されているのは可撓性コンテナーで、これは例えば、熱可塑性材料、可塑化された紙または何れの場合も熱シール性材料で作られたバッグにより構成され、如何なる特性の、また真空状態または過圧状態の製品を収容し得るように設計されている。

#### 【0009】

コンテナー1は2個の壁2、3により形成されており、両壁は横には互いにかつ端部では通常熱シール手段により接合されている。

#### 【0010】

コンテナー1の壁の一つ、例えば壁3は、一端4の近傍にそれぞれ把持用タブとなる1対の突切りまたはノッチ5、6が形成され、これらは同じ関連符号5および6で表示され、その機能は以下に記述されるであろう。

#### 【0011】

把持用タブ5、6の領域に対応しかつ後述されるようにこれらと特殊な関係にある位置の壁3の内面に適用されるのはストリップ7であり、これは本発明による開口（および再閉塞）器具を構成している。

**【 0 0 1 2 】**

このストリップ 7 は図 2 および図 3 内により詳細に描写されており：それはサポート 8 を包含しており、このサポートは例えば細長い矩形を備え、かつ典型的にはポリエチレンまたはポリプロピレンのような、熱シール可能材料で作られている。テープ状の細条 9 がサポート 8 の頂部領域に沿い適用されかつ殆どその全長にわたり長手方向に延びている。テープ状細条 9 の反対端部近傍内にあって細条を跨ぎ、例えば彩色され得る状態で、サポート 8 には概ね U 形の第 1 突切り 10 が形成されており、これは見得るように、引裂き用タブを形成し、かつサポートには終端突切り 11 が形成されており、これも概ね U 形である。突切り 10 および 11 の間のサポート 8 内には優先剥離部 12 の 2 本の長手方向線が形成されており、これらは例えば突切りの列により構成されている。

**【 0 0 1 3 】**

サポート 8 の底部領域の下側に装着されているのは自己接着性長手方向バンド 13 であり、中間のテープ状細条（図示されていない）の介在が可能であるが、しかしながらそれは特に必要ではない。上記中間細条が備えられていない場合は、描写された例のように、自己接着性バンド 13 には非接着性とされた領域 14 が形成されており、これは例えば、接着剤上にシリコン処理された部分を印刷することにより構成され、その機能も後述事項により明確にされるであろう。

**【 0 0 1 4 】**

自己接着性バンド 13 の端部近傍に、ストリップ 7 のサポート 8 には概ね U 形の第 1 突切り 15 およびこれも概ね U 形の終端突切り 16 が形成されており、その前者は非接着性領域 14 に対応する位置にセットされ、これは後述されるように、第 2 把持用タブを構成している。

**【 0 0 1 5 】**

サポート 8 は更にプリントされたマーク 17 を備えることができ、コンテナー 1 に対してストリップ 7 を、例えば既に引用したイタリヤ特許第 I T - B - 1 3 1 9 9 6 4 号内に記述されている様式によって機械的に適用するために使用することができ、または他に例えば磁気要素、トランスデューサーまたはマイクロチップ（全体として同じ関連符号 17 により表示されている）により構成されている可能性のあるインジケーターとして使用することができ、このインジケーターは何れかの従来型万引き防止器具付きの公知の方法と機能的に協働するように設計されており、それでコンテナー 1 内に梱包されている製品の販売量が通常提供され得る。このインジケーター 17 はストリップ 7 のコンテナー 1 への適用と同時にかつその結果としてその中に含まれるので、このようにして外側から不可視であるばかりでなく不可侵とされる。

**【 0 0 1 6 】**

また突切り 15 および 16 の間に形成されているのは 2 個の優先剥離部 18 の長手方向線であり、これらの線はサポート 8 内に形成されている窪み列による優先剥離部 12 の場合と同じである。

**【 0 0 1 7 】**

テープ状細条 9 と協働する引裂きタブ 10 は、それをストリップ 7 の外側へ引くことに続いて、終端突切り 11 まで優先剥離部 12 に沿い細条 9 を引き裂き、サポート 8 を通してかつそれによってストリップ 7 に沿う長手方向の開口を形成する機能を備えている。

**【 0 0 1 8 】**

引裂きタブ 15 はストリップ 7 の外側へ引かれる時に優先剥離部 18 の線に沿いかつ終端突切り 16 までサポート 8 に沿う窓を製造する機能の代わりに、接着バンド 13 の部分をコンテナー 1 の外へ露出させ、上記バンドの部分は上記窓により範囲が定められる。

**【 0 0 1 9 】**

前述のように、このように記述してきたストリップ 7 は壁 3 の内側面の把持用タブ 5 および 6 が形成されている領域に対応する位置へ熱シールドされる。その場合に前述した中間テープ状細条が備えられる場所に引裂き用タブ 15 は把持用タブ 6 に対して実質的に正確に対応するように配置される。さもなければ、相対関係は把持用タブ 5 および引裂き

用タブ10に関する後述の関係と実質的に対応し得る。

#### 【0020】

引裂き用タブ10の開始線を画定する突切りは把持用タブ5に対して交差されるように配置される。これは当初説明したように、もしそれぞれの突切りが互いに整合するように配置されるとコンテナーの内部と大気との間の流路が形成され、これはコンテナーの内部が真空状態または加圧状態とされるべき場合にコンテナーの密封性が阻害されるからである。把持用タブ5および引裂き用タブ10の間の相対位置関係は図5内に描写されている。これから分かるように、把持用タブ5は引裂き用タブ10に関して終端突切り11の反対側、即ち、細条9の引き裂き方向と反対方向へ離されている。把持用タブ5をコンテナー1の外側から把持できるようにしかつ引裂き用タブ10の細条9の引き裂きを介する牽引を可能とし、ストリップ7および対応する壁3の引き裂きを可能とするため、上記把持用タブ5はストリップ7に対して決して熱シールされてはならない。リブ5および10に対応する2個の突切りの間の連通を阻止するために、本発明は特殊な熱シーリングシステムを想定しており：即ち、2個のタブ5および10に対応する突切りがストリップ7およびコンテナーの壁3の間の熱シールを介して互いに密封分離されており、これは器具の当初の開放と同時に容易に除去され得る。

#### 【0021】

熱シールの領域は異なる変形例により作られ得る。図5内に描写されている場合においては、熱シールの領域は実質的に環状に配置されている細線19から成り、この細線は引裂き用タブ10を囲み、テープ状細条9を跨ぎ、かつ利便性を高めるためには刻み目20を備えており、この刻み目は把持用タブ5に面した剥離を容易にするためであり、例えば尖頭形の刻み目である。

#### 【0022】

図4は熱シール用プレートPの構造の概略描写であり、このプレートは上記熱シール用プロフィール19を、ストリップ7の、または細条9に対応する領域の頂部の熱シールと同時に形成するのに好適であり、これは把持用タブ5および引裂き用タブ10を除き上述された通りである。

#### 【0023】

タブ5および10に対応する2個の突切りを互いに相手から密封状に隔離するための別の解決法は図6内に概略描写されている。コンテナー1の壁3の突切り5内に備えられているのは非熱シール領域21であり、これは把持用タブ自体を構成し、一方、ストリップ7の細条9を跨ぐ突切り10は非熱シール領域22で範囲が定められており、これは描写された特殊な構成を備えかつ突切り10側への容易な引裂きを提供している。この場合の密封シールは熱シール拡大領域23により保証されている。

#### 【0024】

熱シールされたストリップ7により得られるコンテナー3の開放およびそれに続く再閉塞の様式は前述の事項から容易に分かるであろう。最初に開放するには、把持用タブ5は手で把持されかつコンテナー1の外側へ引かれる。上記動作は熱シール領域19（または別の領域23）およびそれに続く引裂き用タブ10の、および細条9の、終端突切り11までの便利な引裂きを提供する。コンテナー1の内側へはこのようにして外側からストリップ7および壁3を通しての細条9の引裂きにより始まるスリットを通して接近可能である。

#### 【0025】

コンテナー1を再閉塞（明らかに非密封で）するためには、把持用タブ6を掴みそれを外側へ引き、引裂き用タブ15をストリップ7の終端突切り16まで引けば充分であり、自己接着性バンド13が露出し、それに対してコンテナー1の端部4が、細条9の引裂きにより生じた開口上へ重ねられて、接着されるようになる。

#### 【0026】

勿論、構造および実施例の詳細はここに記述されかつ描写されたものに対して非常に広範囲に変ることができるが、それにより次の請求項内に限定されているような本発明の範

囲から離れることはない。

【図面の簡単な説明】

【0027】

【図1】本発明による開放用器具を備えた可撓性コンテナーの概略斜視図である。

【図2】本発明による開放用器具を構成しているストリップの概略平面図である。

【図3】器具の動作を例示するための図1の可撓性コンテナーの部分分解斜視図である。

【図4】本発明による開放用器具をコンテナーに適用するために使用し得る熱シール用フレートの一部の構造を描写した概略図である。

【図5】コンテナーの壁に対する熱シールの後に本発明による開放用器具を構成するストリップの一部を示している。

【図6】図5の変形構造を示している。

【符号の説明】

【0028】

1 コンテナー

3 壁

5 把持用タブ

7 ストリップ

9 細条

10 引裂き用タブ

17 インジケーター

19 热シール用プロフィール

23 热シール拡大領域